

平成28年の申告から個人番号と本人確認書類が必要です

【申告日程】：平成29年2月14日(火)～3月15日(水)

【会場】：別途ご案内します

★平成28年の申告から個人番号と申告者の本人確認書類の提示が必要になります。★

詳しくは下記の表のとおりです。申告される方はご自身やご家族の個人番号がわかるもの、及び本人確認ができるものをご用意して申告相談会場にお越しいただくか、税務署へ申告をしてください。

個人番号が確認できるもの	本人の確認
①個人番号カード ②個人番号通知カード ③住民票(個人番号が表示されたもの) <u>上記①～③のいずれか1つ</u>	<u>①1点で済むもの</u> 運転免許証、個人番号カード、パスポート、障害者手帳、療育手帳など公官署から発行された書類等で、 <u>顔写真のほか、氏名・生年月日又は住所が記載されているもの</u> <u>②2点必要なもの(上記①がない場合)</u> 健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療受給者証、年金手帳など公官署から発行された書類等(氏名・生年月日又は住所が記載されているもの)

《《注意していただくこと》》

個人番号の確認	本人の確認
・ 上記①②③のいずれかを、申告時にご持参ください。 ・ ③の住民票をお使いの方は、 個人番号が入った住民票をお取りください。 (住民票の発行には手数料200円がかかります)	・ <u>個人番号通知カードは本人確認書類にはなりません。</u> ・ 本人確認書類で有効期限のあるものは有効期限内のものに限ります。 ・ e-tax等で申告される方は本人確認書類は不要です。

個人番号法等に基づき今回から初めて実施します。お手数ですが申告が円滑に実施できますようご理解ご協力をよろしくお願いします。

〈お問い合わせ先〉 鏡野町 住民税務課 電話(0868)54-2985

司法書士による無料登記相談のご案内

中央公民館において司法書士が無料で登記相談を承ります。

・相続・遺言・登記でお困りの方はお気軽にご利用ください。(要予約)相談者の秘密は固く守られます。

例)不動産の相続手続きについて知りたい、亡くなった人のままの名義の不動産がある、相続未登記なので不動産の売却ができない等

【日時】：平成29年1月12日(木)、1月26日(木) 午前10時～午後3時

【場所】：鏡野町中央公民館 1階第一会議室(12日) 2階第三会議室(26日)

【予約・問い合わせ】：岡山県司法書士会 電話：086-226-0470

(ご予約・お問い合わせの際には鏡野町登記相談についてとお申し出下さい。)